

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	広川町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.hirogawa.wakayama.jp/soumu/mynumber.html

執行機関名 広川町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	広川町乳幼児医療費及び子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年広川町条例第4号)に基づく事務であつて、次に掲げるもの (1)申請書確認事務 (2)交付要件確認事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		広川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)別表第1 第1項 広川町乳幼児医療費及び子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年広川町条例第4号)に基づく事務であつて、次に掲げるもの (1)申請書確認事務 (2)交付要件確認事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	広川町乳幼児医療費及び子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年条例第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、乳幼児医療費及び子ども医療費の一部をその保護者に支給することにより、乳幼児及び子どもの健康の保持及び増進に寄与し、もつて児童の福祉の向上及び子育て世代への支援を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		広川町乳幼児医療費及び子ども医療費の支給に関する条例(昭和48年条例第4号) 広川町乳幼児医療費および子ども医療費の支給に関する規則(昭和48年規則第3号)